



Title	近世初頭の所司代に関する研究：寺社との関係を通して
Author(s)	伊藤，真昭
Citation	大阪大学，1999，博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41338
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	伊 藤 真 昭
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 1 4 3 1 7 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 11 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科史学専攻
学 位 論 文 名	近世初頭の所司代に関する研究 ―寺社との関係を通して―
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 村 田 修 三 (副査) 教 授 平 雅 行 教 授 江 川 温 助 教 授 村 田 路 人

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近世初頭に成立した所司代の実態と朝廷・寺社との関係を解明した実証的な研究である。所司代は室町時代から存在するが、それとは区別される近世的な所司代が豊臣期に、いかなる職掌と組織内容で成立し、どのように変遷して徳川初期の制度的確立に至るか、また、朝廷・寺社との間でどのような交渉がなされたか、という実態については、従来ほとんど研究されてこなかった。この実態を解明することが近世国家の成立とその歴史的意味を探る手掛かりになると考える論者は、関係史料を博搜し詳細な分析を加えながら研究を展開する。

全体の構成は、第一部研究編と第二部史料編に分かれ、第一部は研究史を整理した序章、本論の六章と大和国の事例を論じた附論からなり、1400字詰175頁（400字詰612枚相当）である。第二部は前田玄以文書452点を集めた史料集91頁である。

第一部の序章「問題の所在」において、従来の研究が統一政権の寺社内部への干渉を強調する、いわば寺社勢力敗北論の立場であったのにたいして、寺社側に視点を置いてその近世的転換をとらえなおすことによって近世国家の特質を論ずることができるという、本論全体の研究視角を提示する。そして所司代の研究史を整理して、成立時期と展開過程について基礎的事実がほとんど明らかにされていなかったと総括する。

第一章「秀吉関白任官と所司代の成立」では、朝廷と寺社に関する職掌が加わった近世初頭の所司代が豊臣期に成立したことの意味を論じている。織田期の所司代は京都を一元的に支配しようという志向がみられる点で豊臣期と共通するが、官位では村井貞勝は昇殿できない地下人であったのが、豊臣期の前田玄以以降徳川期の所司代は殿上人である。その成立は豊臣秀吉が関白に任ぜられたのを契機としていた。所司代の職掌は秀吉と玄以の力量によって拡充されていった。

第二章「所司代の展開」では、複数の所司代と相互の機能分担が明らかにされた。文禄四年の秀次事件を契機として所司代の職掌が分離され、都市共同体関係の下京は石田三成、上京は増田長盛が、そして公家・寺社は玄以が担当した。玄以の所司代在任については史料によって記載が異なるが、その事績の分析の結果、秀次事件後の豊臣政権の基盤強化のために秀吉が玄以の地位を更に上昇させたことがわかる。

第三章「京都の寺社と統一政権」で本論文の主張の主要な論点が展開される。所司代は寺社に対して干渉を強めていったという従来の見解に対しては、両者の関係を詳細に分析することによって、訂正を迫る多くの事例を諸分野にわたって提示した。大部分の寺社は当知行安堵され、太閤検地の実施過程で寺社の要請が容れられて検地を免除され

たケースが多く検証できた。寺社の支配権をめぐる政権からの干渉事例とされていたことは、逆に権威の確立を目指す寺社側から政権へ働きかけた結果であったことが明らかになった。裁定による解決をその基本にしていた豊臣政権の方針にそって寺社は政権の裁定を求め、その結果訴訟は増加した。豊臣政権は寺社に干渉を強めてくるような存在ではなく、むしろ寺社上層部にとっては自己基盤の確立のためには必要不可欠な存在であった。こうした寺社の動きは豊臣政権の枠内とはいえ、政権の干渉を受ける被支配者としてのものではなく、寺社側に有利になるように主体的に活動している能動的なものだといえる。こういう寺社に対する豊臣政権の基本姿勢は、寺社上層部だけを掌握したあとの内部の運営は自主性に委ね、問題が起きれば訴訟させて裁定する、というものだった。

第四章「豊臣期所司代下代衆と寺社」では、豊臣政権の寺社政策を実務レベルで行った所司代の下代衆の動きを分析した。彼らは寺社別に取り次ぎを担当し、その寺社の周辺地域も管轄していたことが明らかにされた。寺社側は政権との親密な関係を構築するため下代衆との間に音信・贈答を絶やさず、姻戚関係を結んでいた例もあった。こういう職掌は室町幕府の別奉行制に遡る。寺社が私的な関係を通じて既得権益を守ろうとする姿勢は共通し、豊臣政権側もそれを受け容れる余地があったことがわかる。

第五章「豊臣期伝奏に関する一考察」では、朝廷の実務担当者兼窓口である伝奏の研究を通して所司代と朝廷との関係を考察している。「朝廷の伝奏から武家の伝奏へ」という流れを指摘した先行研究を深めて、伝奏の補任権や構成・行動を調べた結果、織田信長と足利義昭以来の流れが家康に引き継がれたことが判明した。さらに豊臣期には伝奏としては異例の清華家の菊亭晴季が秀吉と親密な関係を維持して活躍し、伝奏が所司代の主導下で朝廷の評議部門として機能するようになった。このような事実をふまえて、所司代を制度的な要めとする近世の朝幕関係の成立過程で豊臣期に最も大きな画期があったと結論づけている。

第六章「慶長期における徳川家康と畿内寺社—西笑承兌と以心崇伝—」では、徳川期初頭、板倉重宗代に単独所司代時代が到来するまでの時期に、権力と寺社の関係がどのように推移したかを分析する。政権交代期に際して徳川家康は、鹿苑僧録として五山の統括に経験のある禅僧の西笑承兌を登用して、寺社訴訟を担当させた。家康の寺社訴訟に対する基本方針は、まず寺中衆議を徹底させ、寺社内での解決を図るというもので、その上で、承兌の調停案、家康の上意と、都合三段階の階梯を用意していた。承兌のように家康個人に仕える出頭人の地位は家康個人の存在に依存し、家康死後の地位は非常に危うくなる。西笑承兌の跡を襲った以心崇伝が元和元年の家康死後直後から寺社全般の訴訟の担当からはずされ、禅宗のみを統括する僧録へと役割を縮小された。それ以外の寺社訴訟は秀忠出頭人の土井利勝が担当するようになった。一方所司代板倉勝重も崇伝がはずされたのと同じ元和五年九月に、所司代の任を子息重宗に譲ったが、この交代にも家康出頭人から秀忠出頭人へという流れが読みとれる。こういう変転の末に単独所司代制が確立した。

附論「徳川家康の出頭人と寺社について—大和国を素材として—」は、大和国の寺社支配における西笑承兌と国奉行大久保長安の関係を追求して出頭人研究を深めている。

最後に「結語」で、全体の論旨をまとめ、寺社・朝廷との関係にしぼったためにできなかった都市共同体の問題など、残された課題について述べている。

論文審査の結果の要旨

所司代とは本来室町幕府の京中検断を職掌とする侍所長官すなわち所司の代官の意味である。所司に任せられるべき守護大名が京都に寄りつかなくなった応仁の乱以後、当然のこととして所司代も廃絶した。それが織田政権期に、同じ呼称で「復活」したこと自体が興味ある問題である。織田信長が、室町幕府とは全く異なる政権構想を抱いて、朝廷と寺社という二大難問の関わる京都に乗り込んで設置した所司代に、何を期待したか、自ずから明らかであろう。所司代を、寺社・朝廷との関係を通して、解明しようという論者のテーマ設定は、まさしく正鵠を得たものというべきであろう。ところが従来の研究史ではこういう課題設定は試みられたことがなかった。近世初頭の疾風怒濤の時代が一段落して、制度的に固まってからの所司代イメージにひきずられてきたことのほかに、基礎的な事実の確認がなされてこなかったからである。論者はまずこの事実確認のための史料収集という地道な作業から手掛けて、それを見

事に成し遂げた。その成果が巻末に収められた史料編「前田玄以発給文書」である。ふつう古文書は受け取り手の側に残る。前田玄以のように手広く諸家との交渉や訴訟に深く関わった人物の差し出した文書は極めて多くの受け取り手の元に分散している。その繁雑さは出典一覧からも伺える。集められた文書には本論文で扱われたテーマ以外の、村や町の古文書も当然含まれている。現在望み得る最大限の文書を集めたこの史料集だけでも学界に裨益するところの大きい業績として評価される。

次に、この史料収集の自信に裏付けられた史料批判の鋭さが各所に見られ、新たに発掘された史実が数多い。例えば、黒衣の宰相と呼ばれるほど権勢があった以心（金地院）崇伝については、これまではその死後寺社奉行が設置されたことから在世中一貫して寺社訴訟を担当していたと考えられてきたが、家康の死後、秀忠出頭人の土井利勝に代えられたことが明らかにされた。また豊臣期の伝奏として菊亭晴季を中心とする編成ができていたが秀次事件での失脚でついでたことが明らかになった。これらが個別の事実としてだけ語られるのではなく、人の関係が大きな意味を持つ過渡期の政治史の中に位置付けられて、最近の出頭人研究の方法とかみ合っている点が評価される。その意味で各章に重要人物の行動と所在を克明に追った年表が多数付載されているのは貴重である。

大きな論点として提起されている寺社側の自主性の再評価の問題でも、寺院大衆が前田玄以に誓って提出されたものと解釈されてきた起請文について、先学が差出し所と宛所を読み誤っていたことを指摘し、大衆の下部組織が大衆の上層部に誓ったものと解釈し直すなど、史料解釈で勝負した結果得られた事実を積み重ねて論じている。権力の弾圧と統制だけで体制の成立を説明しようとした安易な方法に対する批判は学界の大きな流れになっており、論者の研究は、確かな事実の裏付けによってこの動きを進めようとするものである。

本論文は事実確認がほとんどされていなかった分野に分け入っての労作だけに、不十分な点も間々見られる。たとえば前田玄以は秀次事件以後も所司代だったと結論づける行論において、所司代からはずれたと記す史料とのかねあいから表現のあいまいな箇所が見受けられる。所司代の複数制と職掌分化という方向に合わせようとした結果の混乱だったとすれば残念である。職掌と職制が一致しない過渡期の現象として家康期の出頭人政治とつなげて評価し直す見方もあったのではなかろうか。また権力が寺社に内部介入したのでなく寺社側が能動的に働きかけた結果だと読み直して旧説を批判する論旨は、事実裏付けられた次元の問題に関しては有効だが、これを一般化する際に二者択一の論法に陥る危険性なしとしない。その点で行論中にやや性急な表現が見られたことが危惧される。しかしそれらは本論文が学界に寄与した大きな成果に比すれば部分的なものに過ぎない。なお、平成11年2月17日に本論文の公開審査を終え、学力確認をした。以上の経過をふまえ、本審査委員会は、本論文を博士（文学）の学位にふさわしい価値を有するものと認定する。